

## 令和 8 年度農業農村魅力発信のための教育旅行誘致業務 委託仕様書

### 1 業務の名称

令和 8 年度農業農村魅力発信のための教育旅行誘致業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 1 月 6 日（金）

### 3 業務目的

群馬県では、農山漁村ならではの体験や地域の人々との交流を中心に、農業・農村の体験やその土地の生活・伝統・文化等の体験を楽しむ「グリーン・ツーリズム」や、宿泊を伴う「農泊」を推進している。

本業務においては、群馬県が持つ農業・農村の魅力を活用し、グリーン・ツーリズム及び農泊のさらなる推進に向け、教育旅行形式のモニターツアーを実施し、農業・農村の魅力を伝える教育旅行としての有効性を検証するとともに、事業終了後においても教育関係者や旅行会社が活用可能な教育旅行コースとして整理・定着させることを目的とする。

### 4 委託業務の内容

- ( 1 ) モニター教育旅行実施業務
- ( 2 ) 教育旅行誘致コース造成業務

### 5 モニター教育旅行実施業務

#### ( 1 ) モニター教育旅行のコース作成

小学校（県内外問わず）を誘致する日帰り教育旅行を想定し、群馬県で農業・農村の魅力を体験でき、小学生にとって学びのあるテーマに沿ったもの 2 コースを作成する。

受入人数は、各コース 100 名程度の受入が可能な規模のものとし、実施にあたっては体験の質の向上及び安全確保の観点から、20～30 名程度のグループに分けて実施するものとする。あわせて、各グループに活動を補助・案内する者の配置を想定し、引率負担の軽減に資する運営とすること。

なお、作成するコースは、学校現場等において実施可能性が高く、事業終了後も継続的に提案・実施されることを想定した内容とすること。

#### ( 2 ) モニター教育旅行開催

##### ア 実施内容

- ・実施回数 2 回（1つのコースにつき 1 回）
- ・モニター 教育関係者等、10 名程度
- ・実施場所 群馬県内
- ・実施日数 2 日（各 1 日）（開催時期は県と協議の上、決定）
- ・必須プログラム等…モニターが必ず行う体験等
  - ①農業・農村体験 …群馬県の農業農村の魅力が伝わるものとする
  - ②意見交換会 …モニター、施設関係者、自治体職員等による
  - ③アンケート …モニターを対象とした教育旅行コースの評価に係るアンケート（満足度に加え、学習効果、学校行事としての導入のしやすさ、今後の本格導入や継続実施の可能性等、事業終了後の活用を見据えた項目を含めて実施すること）

受託者は、意見交換会に出席するモニター以外の施設関係者等の参加者への連絡調整を行う。

##### イ モニター選定等

- ・教育関係者が参加できるよう調整する。
- ・モニター対応（集合出発等実施内容の案内作成・送付、問合せ対応）を行う。
- ・体験や見学の実施に必要な手続きやインストラクター等を確保する。

#### ウ モニター参加者の安全確保

- ・訪問先との事前打合せや現地下見を行い、地形・施設状況・作業内容等に係るリスクの把握及び安全対策を講じるとともに、悪天候時等における実施可否の判断基準及び代替対応案をあらかじめ整理し、モニター参加者及び関係者の安全確保を徹底する。
- ・受託者は、モニター参加者を旅行保険に加入させる。
- ・飲食物等の衛生管理を徹底するほか、参加者自身のアレルギーに関しても 事前確認を行い、適切に対応する。

#### エ 実施計画

- ・モニター選定の前に、モニター教育旅行の実施内容を県と協議の上、実施計画としてまとめること。  
なお、実施計画には、安全管理上の留意点（事前下見結果、引率体制、緊急時対応、実施中止・変更判断基準等）を必ず含めること。

#### オ その他

- ・モニター教育旅行の実施に必要な業務一式を行う。
- ・旅行業法を遵守の上、実施すること。

### 6 教育旅行誘致コース造成業務

5で実施するモニター教育旅行2件について、評価と課題を整理し、事業終了後においても教育関係者や旅行会社等が活用可能な教育旅行コースとして、地元関係者（行政、事業者等）や観光旅行会社（受託者含む）とともに造成すること。

造成にあたっては、想定学年、教科・学習内容との関係、所要時間、想定人数、実施に際しての留意点等を整理し、初めて導入を検討する学校においても判断しやすい内容とすること。

県が令和8年度中に教育関係者へ提案することを想定し、教育旅行コースに関する提案をパンフレットの形式で作成すること。

### 7 費用と参加者負担等

- ・食事代、景品類配布に関する経費、菓子折や各種金券などによる謝礼、施設整備、機械器具及び備品代は、委託費に含めることはできない。ただし、体験プログラムの中で提供されるものについては委託費に含めることができる（例：料理教室体験で作った料理の飲食費等）。
- ・料理教室体験等以外で食事代等が必要となる場合は、モニター参加者から参加費を徴収し、経費に充てること。

### 8 成果品

#### (1) 実績報告書

##### ア 実施状況報告及び記録写真

モニター教育旅行：5(2) ~ ③の実施状況等を項目毎に簡潔にまとめるほか、本業務実施に使用又は配布した資料等を整理して添付する。

##### イ 教育旅行誘致コース

令和8年度内において、教育関係者向けにコースの提案を行うため、コースの具体的な内容を資料にまとめる。また、ホームページ等に記載することを想定し、コースの魅力が伝わるパンフレットを作成する。

以下の項目は資料に必ず記載すること。

コースの目的・背景

コースの内容

参加することで得られる学び

想定学年

日帰りで実施可能な理由

学校側・受入側それぞれの負担整理

安全管理上の整理(引率体制、グループ分け、緊急時対応の考え方)

ウ 仕様・部数

- ・電子データ
- ・電子データについては、基本的には以下のファイル形式とし、記録媒体に保存して、報告書に添付する。  
記録写真：jpg 形式  
その他：pdf 形式

なお、Word・PowerPoint・Excel で作成した資料は原稿ファイルも提出

(2) 納期

令和8年10月16日(金)

(3) 成果品の帰属

実績報告書にかかる著作権は、原則としてすべて群馬県に帰属するものとする。

9 委託業務内容の変更等

本仕様書に示す内容のうち、数量等が未確定な部分や詳細内容について、契約締結後に見直す場合には、事前に委託者と協議の上で、内容や金額の変更について決定する。

10 その他

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由によらない実施の取消によって生じる取消料・違約金については、委託料から充当する。
- (2) モニターの参加取消によって生じる取消料・違約金のうち、受託者の責めに帰すべき理由によらず参加料を超える部分が生じた場合については、委託料から充当する。
- (3) 委託者は、必要に応じて、受託者に事業内容について指示する。
- (4) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処する。
- (5) 事故等により発生した損害は受託者が負担する。ただし、その損害が県の責めに帰すべき事由により発生したと認める場合は県が負担するものとし、その額は県と受託者で協議して決定する。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、県の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用したりしてはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。